1　八十三億九千百万円（八、三九一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、国際復興開発銀行による第七次開発政策借款及びアジア開発銀行による第六次開発政策支援計画の下での改革計画（以下「改革計画」という。）においてインドネシア共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・八パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドネシア共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドネシアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入され、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために使用される。

5　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って実施されることを確保する。

7　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

9　(1)　インドネシア共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

(2)　インドネシア共和国政府は、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って借款を使用する。

10　(1)　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び改革計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び改革計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び改革計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、改革計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十二月十日にバリで

日本国外務大臣　前原誠司

インドネシア共和国　外務大臣

Ｒ・Ｍ・マルティ・Ｍ・ナタレガワ閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十二月十日にバリで

インドネシア共和国　外務大臣

Ｒ・Ｍ・マルティ・Ｍ・ナタレガワ

日本国外務大臣　前原誠司閣下

○外務省告示第二号

平成二十二年十二月十六日にマナグアで、マナグア―エルラマ間橋梁架け替え計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マナグア―エルラマ間橋梁架け替え計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　六千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　柴崎二郎在ニカラグア大使

ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣

平成二十三年一月五日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第三号

平成二十二年十二月十日にナイロビで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十三年一月五日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ケニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とケニア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百二十四億千万円（一二、四一〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、オルカリア―レソス―キスム送電線建設計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ケニア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ケニア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二五パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ケニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。